

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	六ヶ所村 後期高齢者医療システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は後期高齢者医療関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

## 公表日

令和5年8月10日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務          具体的には、以下の事務となる。          ・被保険者に係る申請等の受理          ・申請等に係る事実についての審査          ・申請等に対する応答に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)          具体的には、以下の事務となる。          ・被保険者証に関する事務          ・被保険者資格証明書に関する事務          ・特定疾病療養受療証に関する事務          ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務          具体的には、以下の事務となる。          ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の措置に関する事務          具体的には、以下の事務となる。          ・措置に関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務          具体的には、以下の事務となる。          ・一時差止めに関する事務</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務          具体的には、以下の事務となる。          ・保険料の徴収に関する事務          ・保険料の賦課に関する事務</p> <p>&lt;公金受取口座情報の利用&gt;          ・給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。          ・対象事務:後期高齢者給付の支給又は保険料の還付</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、介護保険システム、個人住民税システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)          ・番号法第9条第1項 別表第一 59、101項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)          ・別表第一省令第46、74条</p> <p>&lt;公金受取口座情報の利用&gt;          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)          ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25項高齢者の医療の確保に関する法律(昭五十七年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 80,81,82,83,121項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43、43条の2、43条の2の2、59条の4  【情報提供事務】 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,81,83,87,93 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条  ○別表第二における公金受取口座情報照会の根拠 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25項高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付	
---------	---	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	六ヶ所村 健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
-----	-------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475番地 電話0175-72-2111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	-------------------

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月27日	評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 福祉部門 健康課	六ヶ所村 健康課	事後	
平成28年6月27日	評価実施機関における担当部署	課長 佐藤 広	課長 相内 綾子	事後	
平成28年6月27日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第一 80.81.82	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、介護保険システム、総合行政システム	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、介護保険システム、個人住民税システム、宛名システム	事後	
平成29年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 相内 綾子	課長 橋本 大策	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 橋本 大策	健康課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年5月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年5月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年7月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二 80.81.82.83 【情報提供事務】 1. 番号法第19条第7号 別表第二 1.2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,81,83,87,93	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二 80.81.82.83 【情報提供事務】 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1.2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,81,83,87,93	事後	
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年2月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<公金受取口座情報の利用> ・給付の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入力して振込等の事務処理に利用することが可能になる。 ・対象事務:後期高齢者給付の支給又は保険料の還付	事後	
令和5年2月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第9条第1項別表第一 59, 101項 ・2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・別表第一省令第46、74条 <公金受取口座情報の利用> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25項高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第二 80, 81, 82, 83, 121項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43,43条の2,43条の2の2,59条の4 ○別表第二における公金受取口座情報照会の根拠 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25項高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の還付	事後	
令和5年7月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月26日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	